

第3号議案

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例の件

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(事務分掌条例の一部改正)

第1条 神戸市事務分掌条例(平成15年10月条例第19号)の一部を次のように改正する。

「 住宅都市局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 住宅及び住環境整備に関する事項
- (3) 建築に関する事項

第1条中

みなと総局

を

- (1) 港湾に関する事項
- (2) 空港に関する事項
- (3) 新都市整備に関する事項

」

「 都市局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 新都市整備に関する事項

建築住宅局

- (1) 住宅及び住環境整備に関する事項 に改める。
- (2) 建築に関する事項

港湾局

- (1) 港湾に関する事項
- (2) 空港に関する事項

」

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年1月条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条中「行財政局主税部」を「行財政局税務部」に改める。

第8条中「こども家庭局こども企画育成部総合療育センター」を「こども家庭局こども育成部総合療育センター」に改める。

第10条中「こども家庭局こども企画育成部若葉学園」を「こども家庭局こども育成部若葉学園」に改める。

第23条中「みなと総局みなと振興部海務課」を「港湾局みなと振興部海務課」に改める。

第27条中「みなと総局みなと振興部海務課」を「港湾局みなと振興部海務課」に、「みなと総局に」を「港湾局に」に改める。

第28条中「みなと総局工務部」を「都市局新都市事業部又は港湾局工務・防災部」に改める。

（公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例の一部改正）

第3条 公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例（平成18年3月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条中「行財政局」を「企画調整局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（都市計画審議会条例の一部改正）

2 神戸市都市計画審議会条例（平成12年3月条例第105号）の一部を次のように改正する。

第6条中「住宅都市局」を「都市局」に改める。

（神戸港港湾審議会条例の一部改正）

3 神戸港港湾審議会条例（昭和49年1月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第9条中「みなと総局」を「港湾局」に改める。

（建築審査会条例の一部改正）

4 神戸市建築審査会条例（昭和30年6月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「住宅都市局」を「建築住宅局」に改める。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

- 5 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

神戸市建設局指定管理者選定評価委員会
神戸市住宅都市局指定管理者選定評価委員会

を

」

「

神戸市建設局指定管理者選定評価委員会
神戸市都市局指定管理者選定評価委員会
神戸市建築住宅局指定管理者選定評価委員会

に改め、

」

別表第1号の表神戸市みなと総局指定管理者選定評価委員会の項中「神戸市みなと総局指定管理者選定評価委員会」を「神戸市港湾局指定管理者選定評価委員会」に改める。

理 由

職制を改正するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市事務分掌条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(局及び室の設置並びに分掌事務)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定により設置する局及び室並びにその分掌する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定により管理し、及び執行する教育に関する事務に係る国際スポーツに関する事務を含む。)は、次のとおりとする。

略

住宅都市局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 住宅及び住環境整備に関する事項
- (3) 建築に関する事項

みなと総局

- (1) 港湾に関する事項
- (2) 空港に関する事項
- (3) 新都市整備に関する事項

都市局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 新都市整備に関する事項

建築住宅局

- (1) 住宅及び住環境整備に関する事項
- (2) 建築に関する事項

港湾局

- (1) 港湾に関する事項
- (2) 空港に関する事項

(参考 2)

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(市税徴収業務手当)

第4条 市税徴収業務手当は、行財政局主税部に勤務する職員で庁舎外において納税者等と面談して行う市税の滞納徴収業務又は課税調査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。

行財政局税務部

(児童発達支援センター療育手当)

第8条 児童発達支援センター療育手当は、こども家庭局こども企画育成部総合療育センター、東部療育センター又は西部療育センターに勤務する職員でまるやま学園、ひまわり学園又はのぼら学園の肢体不自由のある児童に対する整肢指導、言語訓練又は生活指導等の療育業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額250円とする。

こども家庭局こども育成部総合療育センター

(児童自立支援業務手当)

第10条 児童自立支援業務手当は、こども家庭局こども企画育成部若葉学園（以下この条において「若葉学園」という。）に勤務する職員で次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額（第1号及び第2号に掲げる業務に従事する者に対しては、第1号に定める額）とする。

こども家庭局こども育成部若葉学園

(1)～(3) 略

(犬猫等放置死体処理手当)

第23条 犬猫等放置死体処理手当は、環境局事業部事業所又はみなと総局みなと振興部海務課に勤務する職員で市民からの通報その他の

港湾局みなと振興部海務課

通報による犬，猫等の放置死体の処理業務に従事するものに対して支給し，その額は，1件につき250円とする。

(船長等業務手当)

第27条 船長等業務手当は，みなと総局みなと振興部海務課に勤務する船長，機関長，航海士又は機関士でみなと総局に所属する船舶における船長又は機関長の業務に従事するものに対して支給し，その額は，日額150円とする。

(粉じん作業手当)

第28条 粉じん作業手当は，みなと総局工務部に勤務する職員で埋立工事の現場又は開発造成地等における粉じん下の業務に従事するものに対して支給し，その額は，日額150円とする。

港湾局みなと振興

部海務課

港湾局に

都市局新都市事業

部又は港湾局工務・防災部

(参考 3)

公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行財政局において処理する。

企画調整局

(参考 4)

神戸市都市計画審議会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、住宅都市局において
処理する。

都市局

(参考 5)

神戸港港湾審議会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、みなと総局において
処理する。

港湾局

(参考 6)

神戸市建築審査会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、住宅都市局において
処理する。

建築住宅局

(参考 7)

執行機関の附属機関に関する条例 むきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第1条関係)

(1) 市長の附属機関 (次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。)

附属機関	担任する事務
略	略
略	略
神戸市建設局指定管理者選定評価委員会	
神戸市住宅都市局指定管理者選定評価委員会	
神戸市みなと総局指定管理者選定評価委員会	
略	
略	略

(2)~(4) 略

神戸市建設局指定管理者選定評価委員会	
神戸市都市局指定管理者選定評価委員会	
神戸市建築住宅局指定管理者選定評価委員会	
神戸市港湾局指定管理者選定評価委員会	